

基本情報

案件名:伊万里市都市計画マスタープラン及び伊万里市立地適正化計画の策定について

<p>現状</p>	<p>住居や店舗等の郊外立地が進み、市街地が拡散することで人口密度の低い市街地が形成されつつある。 厳しい財政状況下において、拡散した居住者の生活を支えるサービスの維持が今後困難になることが懸念される。</p>
<p>問題点、課題</p>	<p>少子高齢化が進展する中においても持続可能な都市経営を図るため、都市計画マスタープランを策定し、まちづくりの方向性を明確にするとともに、その実行計画となる立地適正化計画を一体的に策定する必要がある。</p> <p>※都市計画マスタープラン…都市計画法第18条の2に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。将来の都市像や今後のまちづくりの方向性を示す。</p> <p>※立地適正化計画…都市再生特別措置法第81条に規定される「住宅及都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画」のこと。コンパクトまちづくりと地域交通の再編との連携による「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりを進める。</p>
<p>施策の策定にあたっての考え方</p>	<p>令和5年度から令和7年度までの3か年で「伊万里市都市計画マスタープラン」及び「伊万里市立地適正化計画」を策定する。</p> <p>市民アンケート調査やワークショップ、高校生アンケート、パブリックコメント募集を行い、まちづくりに関する市民の意向や意見を聴取するとともに、有識者等で構成する「伊万里市都市計画マスタープラン等策定委員会」において、両計画に記載する内容を協議する。</p>